③　給水装置工事の検査について

1

講義内容

1. 指定事業者が行うしゅん功検査
2. 管理者（水道局）が行う検査

2

Ⅰ．指定事業者が行うしゅん功検査　指針P26

1. 指定事業者（主任技術者）は、しゅん功図書の書類検査及び現地検査により、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。

2. 給水装置の使用開始にあたっては、事前に管内を清浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質の確認を行うこと。

＜解　説＞

給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合は、給水を拒否又は停止することができるため主任技術者は、確実にしゅん功検査を行い、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。

3

給水装置工事使用材料・検査確認報告書の作成　P30

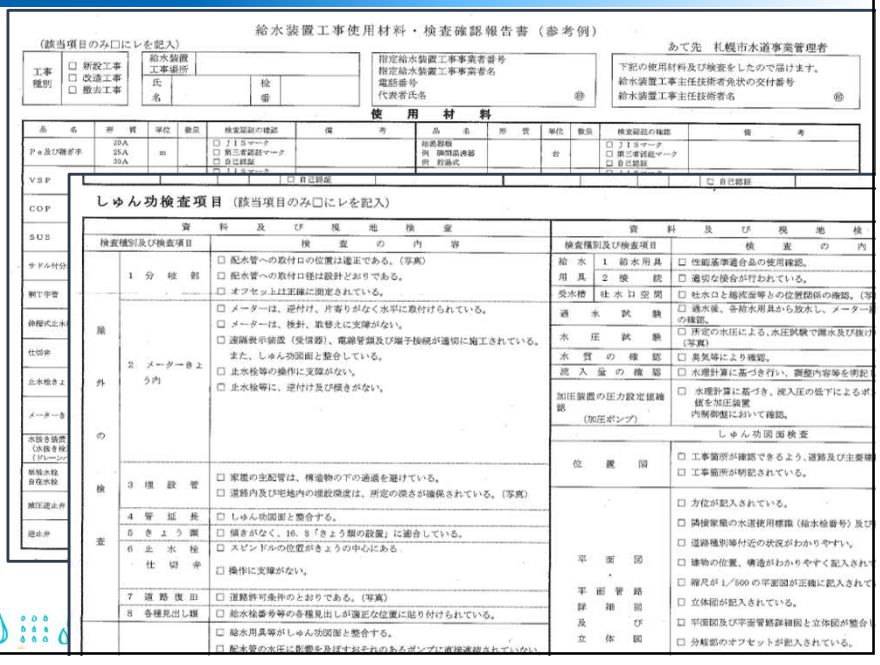

給水装置工事使用材料・検査確認報告書（参考例）

しゅん功検査項目（該当項目のみ□にレを記入）

4

給水装置工事使用材料・検査確認報告書の作成　指針P121～

～使用材料の確認～

（検査認証の確認）

1.日本産業規格（水道用）　→　ＪＩＳ

2.第三者認証　→　認証マーク（表示のない場合は自己認証扱い）

3.自己認証　→　製品種類毎に試験証明書にて確認

使　用　材　料

品名	形質	単位	数量	検査認証の確認	備考	品名	形質	単位	数量	検査認証の確認	備考
Ｐｅ及び継ぎ手	20A 25A 30A	m		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証		給湯器類 例　瞬間湿湯器 例　貯湯式		台		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証	
ＶＳＰ	20A	m		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証		混合水栓類		個		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証	
ＣＯＰ	15A 20A	m		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証				個		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証	
ＳＵＳ	20A	m		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証				個		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証	
サドル付分水栓	100×20	個		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証				個		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証	
割Ｔ字管	100×50	個		□本市仕様品 □ □						□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証	
伸縮式止水栓	20×13	個		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証						□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証	
仕切弁	30A 40A 50A	個		□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証						□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証	
止水栓きょう	A―800 B BC	組		□本市仕様品 □ □						□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証	
メーターきょう	Ⅱ―A型 B型 (改) 大型	組		□本市仕様品 □ □						□ＪＩＳマーク □第三者認証マーク □自己認証	

給水装置

5

5

給水装置工事使用材料・検査確認報告書の作成　指針P74～

～しゅん功検査項目の確認～

1.資料及び現地検査　施工状況の確認および不可視部分の写真撮影

2.しゅん功図面検査　施工内容及び状況･情報が正確に記載されているか

しゅん功検査項目（該当項目のみ□にレを記入）

資料及び現地検査		
検査種別及び検査項目		検査の内容
屋外の検査	1 分岐部	□配水管への取付口の位置は適正である。（写真） □配水管への取付口径は設計どおりである。 □オフセット寸法は正確に測定されている。
	2 メーターきょう内	□メーターは、逆付け、片寄りがなく水平に取付けられている。 □メーターは、検針、取替えに支障がない。 □逆流防止装置（受信器）、電源管理及び端子接続が適切に施工されている。 また、しゅん功図面と整合している。 □止水栓等の操作に支障がない。 □止水栓等に、逆付け及び傾きがない。
	3 埋設管	□埋設の主配管は、構造物の下の通過を避けている。 □道路内及び宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されている。（写真）
	4 管延長	□しゅん功図面と整合する。
	5 きょう類	□傾きがなく、16、8「きょう類の設置」に適合している。
	6 止水栓 仕切弁	□スピンドルの位置がきょうの中心にある。 □操作に支障がない。
	7 道路復旧	□道路許可条件のとおりである。（写真）
	8 各種見出し類	□給水栓番号等の各種見出しが適切な箇所に貼り付けられている。
配管		□給水用具等がしゅん功図面と整合する。 □配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていない。 □配管の口径、管路、構造等が適切である。

資料及び現地検査		
検査種別及び検査項目		検査の内容
給水用具	1 給水用具	□性能基準適合品の使用確認。
	2 検熱	□適切な措令が行われている。
受水槽	吐水口空間	□吐水口と越流面等との位置関係の確認。（写真）
通水試験		□通水後、各給水用具から放水し、メーター設置の確認、動作状態等の確認。
水圧試験		□所定の水圧による、水圧試験で漏水及び抜けなどがないことの確認。（写真）
水質の確認		□残留塩素により確認。
竣工金の確認		□水理計算に基づき行い、調整内容等を明記したプレートの確認。
加圧装置の圧力設定値確認 （加圧ポンプ）		□水理計算に基づき、流入圧の低下によるポンプの停止・復帰の設定値を加圧装置内制御盤において確認。
しゅん功図面検査		
位置図		□工事箇所が確認できるよう、道路及び主要建物等が記入されている。 □工事箇所が明記されている。
平面図 平面管路詳細図及び立体図		□方位が記入されている。 □調査家庭の水道使用停止（給水栓番号）及び境界が記入されている。 □道路種別等付近の状況がわかりやすい。 □建物の位置、構造がわかりやすく記入されている。 □縮尺が1／500の平面図が正確に記入されている。 □立体図が記入されている。 □平面図及び平面管路詳細図と立体図が整合している。 □分岐部のオフセットが記入されている。 □各部の材料・口径及び延長が記入されている。

給水装置工

6

6

しゅん功図面作成・記載欄記入要領

指針P１１７

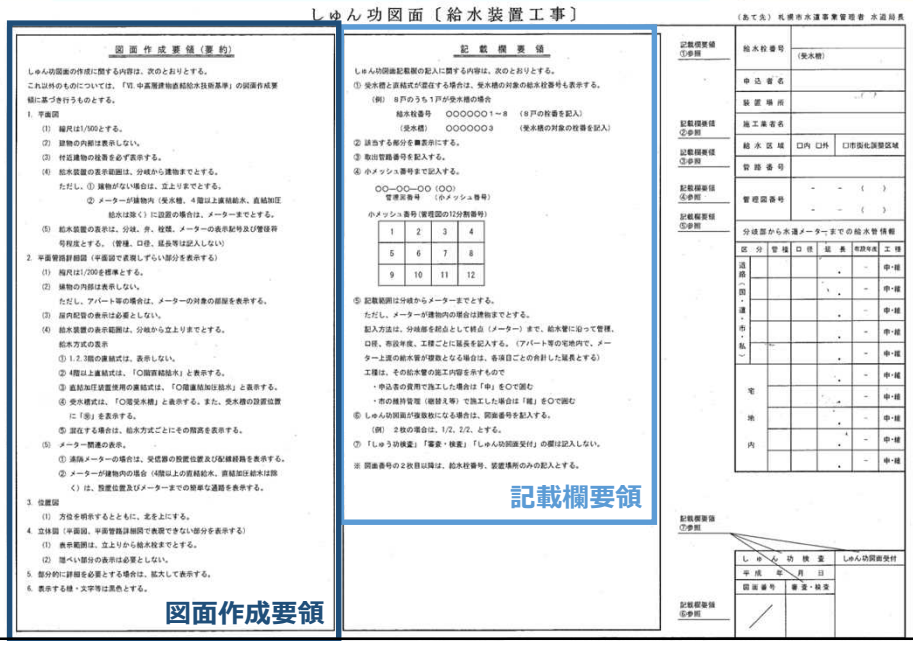

給水

7

7

しゅん功図面検査　　指針P26～指針P１１９

平面図

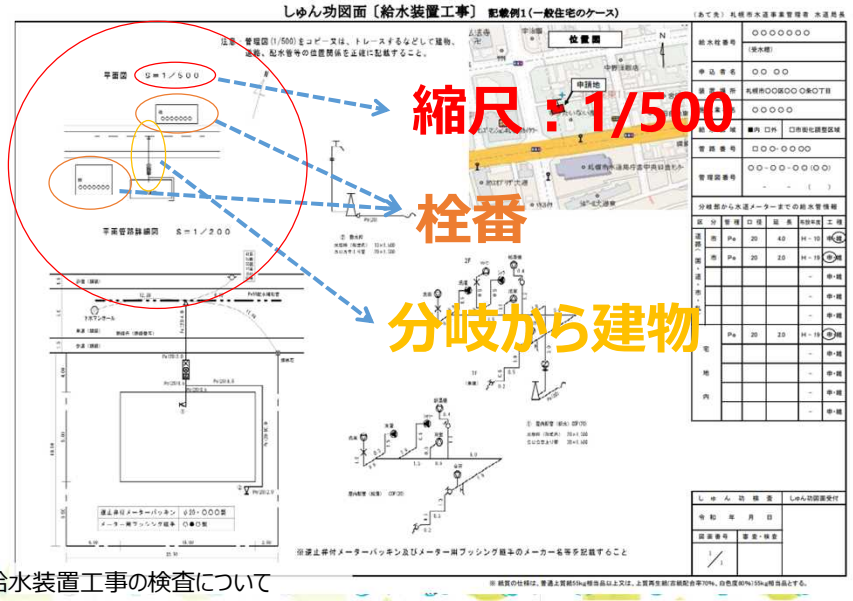

給水装置の表示範囲は分岐から建物
隣接家屋の水道標識（給水栓番号）

給水装置工事の検査について

8

8

しゅん功図面検査

指針P26～

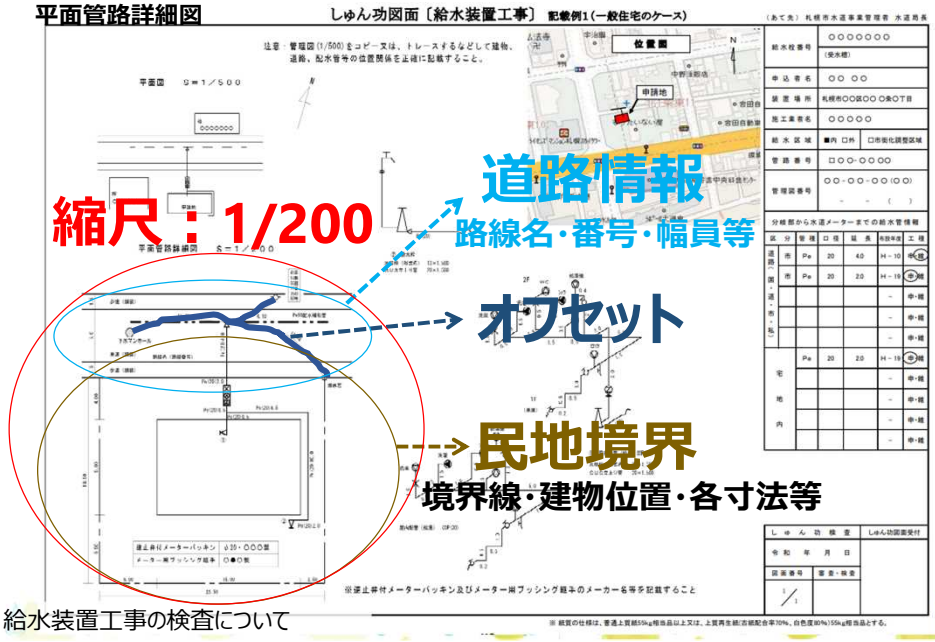

道路の状況・建物の位置、構造・分岐部オフセット・各部の材料・口径・延長などを記載

9

給水管の平面表示

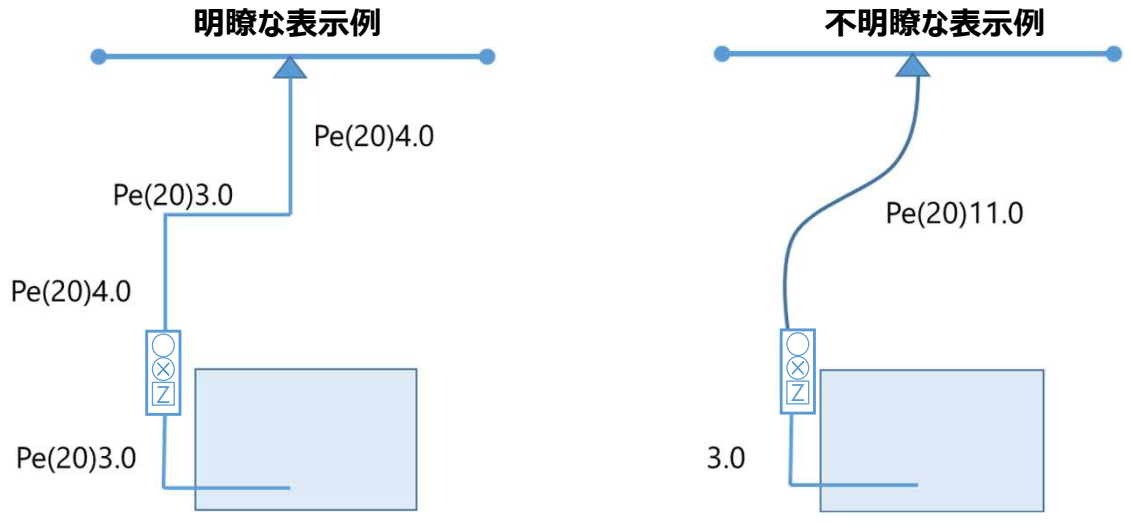

10

しゅん功図面検査　　指針P26～

平面管路詳細図・立体図

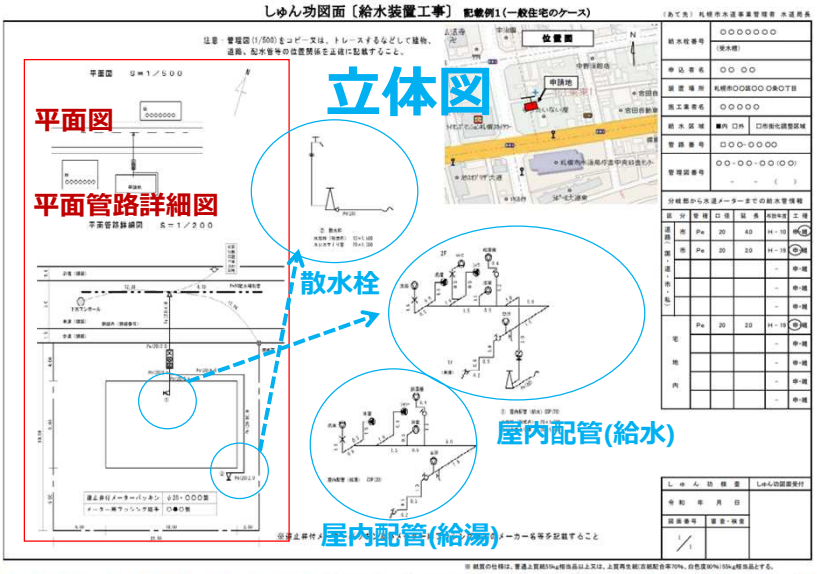

平面図及び平面管路詳細図と立体図が整合していること

11

しゅん功図面検査　　指針P26～

位置図

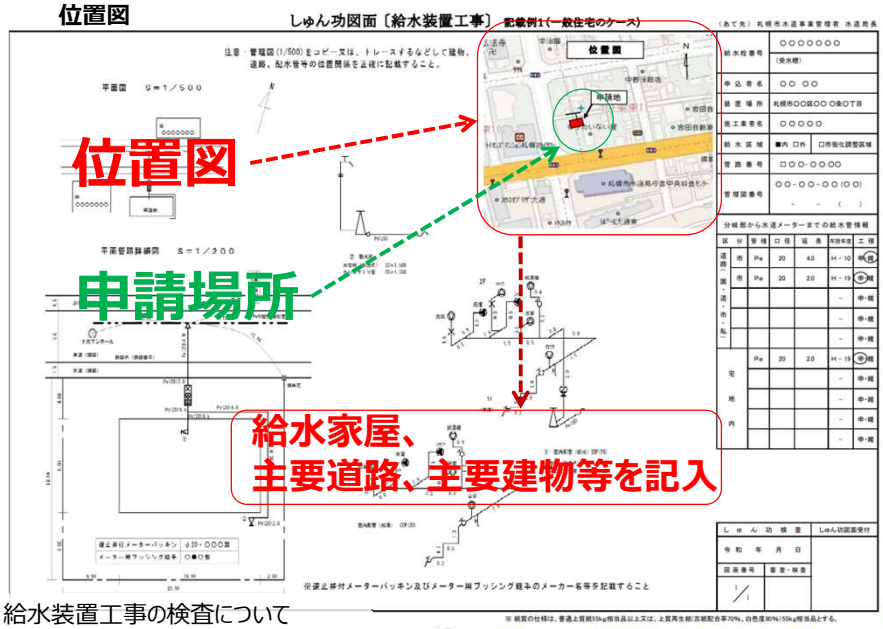

申請地が判明できるよう、道路状況及び主要建物等が記入されていること。

12

しゅん功図面検査　　指針P26～

位置図と平面図の方位

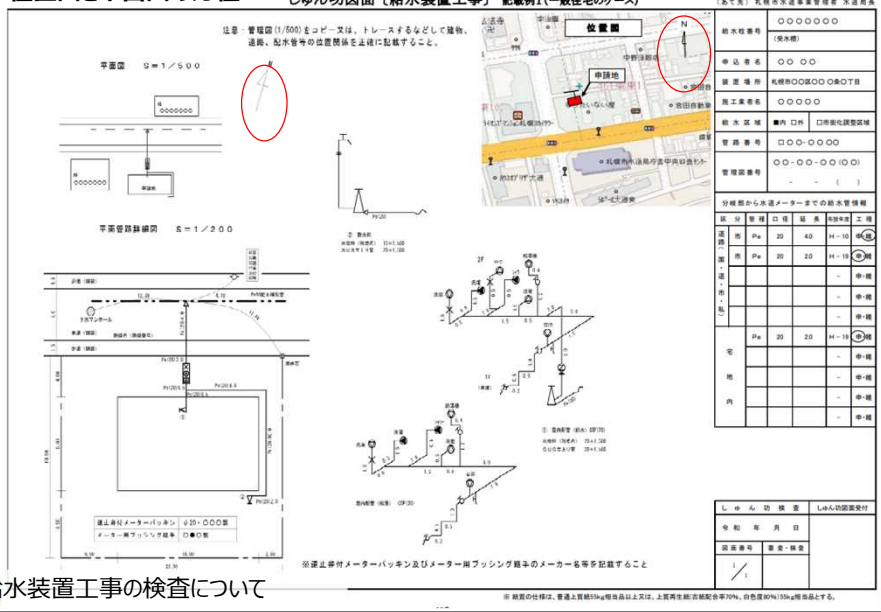

方位が記入されていること。

給水装置工事の検査について

13

13

しゅん功図面検査　　指針P26～

記載欄

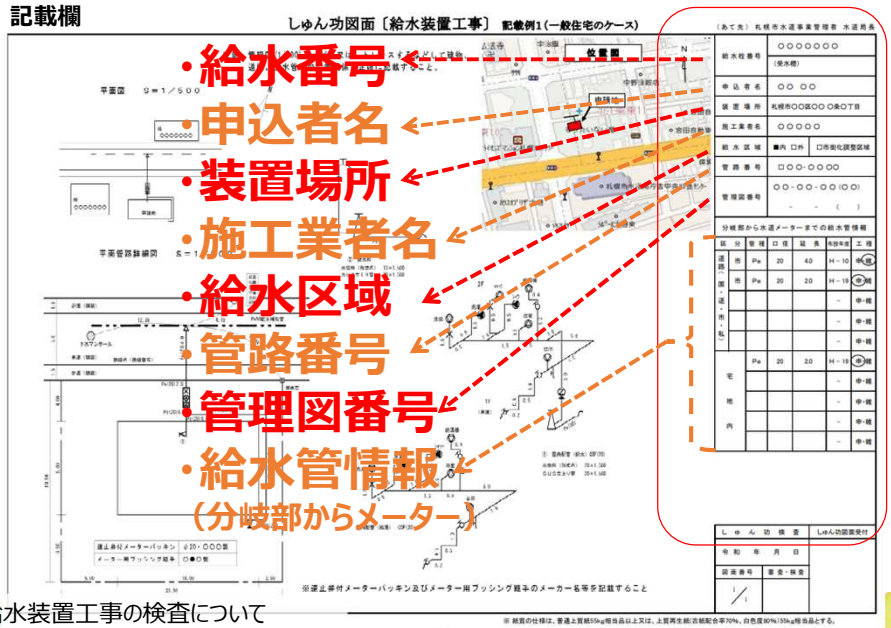

しゅん功に関する文字情報

給水装置工事の検査について

14

14

２．管理者（水道局）が行う検査

しゅん功書類の提出及びメーターの支給　　指針P29

1. 指定事業者は、工事完了後、給水装置工事検査申込書とともに、しゅん功図及び資料等を提出すること。
2. メーターの支給は、管理者が行う検査の合格後とする。
3. メーターの支給時には、給水装置使用開始届、給水装置異動届に必要事項を記入して提出し、水道使用標識（給水栓番号）及びお客様番号札を受領すること。
4. 撤去工事等により不要になったメーターは、遅滞なく返納すること。

15

管理者（水道局）が行う検査

しゅん功検査に関わる事務手続き　　指針P32

1．検査申込と検査手数料の納金　（業務係調定窓口）

給水装置工事が完成　・　指定事業者が行う検査が完了

↓

しゅん功図書を添えて、検査申込書提出と手数料の納金

（提出書類）
①しゅん功図（水理計算書等必要図書含む）
②給水装置工事使用材料・検査確認報告書
③工事写真
④給水装置工事（○○）検査申込書

16

管理者（水道局）が行う検査

しゅん功検査に関わる事務手続き　　指針P31

2. 書類検査・水道メーターの支給

提出されたしゅん功図書を基に、管理者（水道局）が行う「書類検査」を実施後、「現地検査」の日時打合せのうえメーターを支給する。

注） メーターの支給は平日の９時から１６時まで

メーターの支給場所

口径（㎜）	支給場所		
	直読式(表示部回転式含む)	無線式	遠隔指示式（個別）
13	給水装置課（検査係）（総数11個以上は、資材センター）	給水装置課（検査係）（ＩＤ設定済み）	資材センター
20以上	資材センター	資材センター（ＩＤ設定済み）	

堀上メーター返納場所

口径	返納場所
４０mm以下	給水装置課検査係に返納
５０mm以上	給水装置課検査係で指針を確認のうえ、資材センターに返納

※ 技術的な不備あるいは、故意・過失により、メーターを損傷・亡失した場合、原因者は損害額を補償しなければならない。

17

管理者（水道局）が行う検査

しゅん功検査に関わる事務手続き　　指針P32

3. 現地検査 （担当検査員）

主任技術者は、管理者の検査の際、管理者の求めに応じ立会わなければならない。

＜解　説＞

指定事業者制度とは、あらかじめ給水装置の工事に必要な知識、技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより、適正な給水装置工事の施工を確保しようとするものである。したがって、指定事業者が施工する給水装置は、水道法に定める給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合するものであることが前提となる。

このため、管理者の検査は、指定事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定事業者の施工した給水装置が、本市の基準等を遵守し施工されているかの確認を行うものである。

18

相互の情報交換

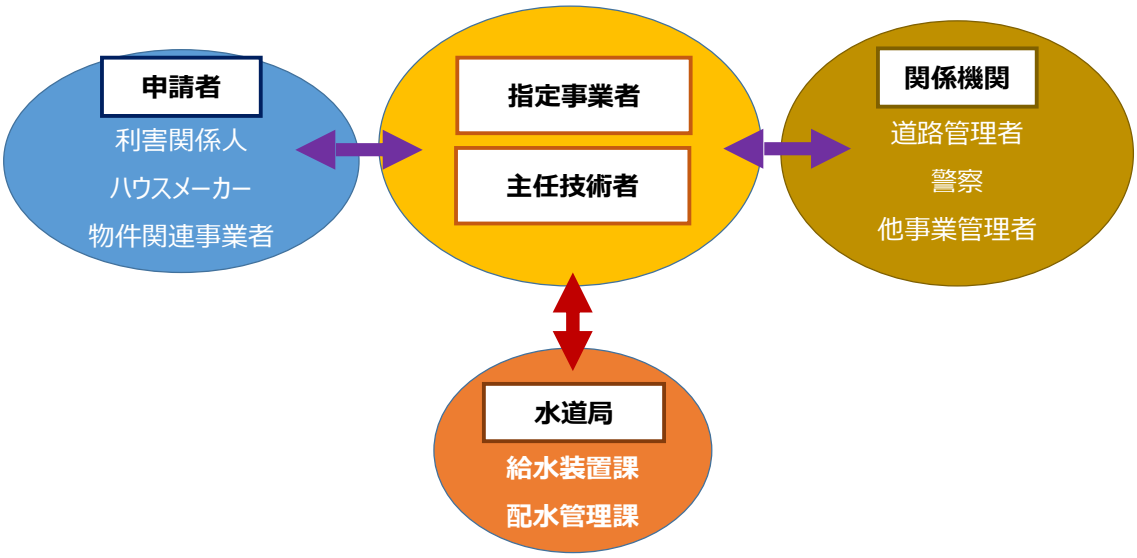
申請者
利害関係人
ハウスメーカー
物件関連事業者
指定事業者
主任技術者
関係機関
道路管理者
警察
他事業管理者
水道局
給水装置課
配水管理課